令和８年３月 24 日
水　　産　　庁

「大中型まき網漁業、かつお・まぐろ漁業、かじき等流し網漁業又は東シナ海等かじき等流し網漁業の漁獲物等（特別管理特定水産資源に限る。）の陸揚港を指定する件の告示制定案についての意見・情報の募集」の結果について

大中型まき網漁業、かつお・まぐろ漁業、かじき等流し網漁業又は東シナ海等かじき等流し網漁業の漁獲物等（特別管理特定水産資源に限る。）の陸揚港を指定する件の告示制定案についての意見・情報の募集について、令和８年１月 28 日から令和８年２月 26 日までの間、広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続を実施いたしました。

その結果、募集期間において、３件の御意見が寄せられました。お寄せいただいた御意見と、それに対する考え方を別紙のとおり取りまとめたので、お知らせいたします。

なお、別添のとおり、御意見を踏まえた修正及び軽微な修正を行います。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

お問合せ先
水産庁資源管理部漁獲監理官付
調査解析班
代表：03－3502－8111（内線 6649）
直通：03－6744－7134

（別紙）

資源管理基本方針の一部を変更する告示案についての意見・情報の募集についての御意見及びそれに対する考え方

御意見の概要	回答
大臣許可漁業における太平洋くろまぐろ陸揚港を指定する告示の理由や目的が示されておらず、運用が行政庁の裁量によるところが大きすぎ特定漁業、漁船に対する嫌がらせ等の恣意的運用が行われる危険がある。告示にあたって、まずその目的、予想される効果をしっかり周知すべきことが重要であるが、水産庁はこのような努力をいつも怠っている。 指定される陸揚港の数が特に大中型まき網漁業は漁船数と比しても突出して多い。 Ａ港のように以前、漁獲報告しないままＢ漁船が太平洋くろまぐろを母港まで隠しもって陸揚し、漁協職員らに配布した問題もあったと聞く。母港と陸揚港が異なるのであるから、この際、第三者による監視が行き届きにくい母港や過去の実績が基準以下の小さな漁港は指定から除外すべきである。	今般、特別管理特定水産資源を採捕する大臣許可漁業の許可を受けた者の陸揚港を指定する理由や目的については、告示制定案の概要に記載のとおりであり、特定水産資源のうち、国際的な枠組み等を勘案して特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められるものを特別管理特定水産資源として定め、個体の数の報告並びに船舶等の記録の作成及び保存を義務付ける措置を講じることとしたことに併せて、特別管理特定水産資源を採捕する大臣許可漁業の許可を受けた者が採捕する特別管理特定水産資源の陸揚港を指定することにより、適正かつ効果的な陸揚検査を行い、厳格な漁獲量管理を行えるようにするものです。 大中型まき網漁業については、漁法の特性上、あじ、さば、いわし等を目的とした操業において、混獲として特別管理特定水産資源を採捕することがあるため、あじ、さば、いわし等を主に陸揚げする港も含めて特別管理特定水産資源の陸揚港を指定する予定であり、各漁業種類の告示において指定する陸揚港において、適正かつ効果的な陸揚検査を行い、厳格な漁獲量管理を行ってまいります。
宮城県については、女川港、気仙沼港、仙台塩釜港の３港となっている。 仙台塩釜港の中に石巻港が入っていると思われるが、石巻港には石巻漁港と石巻工業港があり、仙台塩釜港には石巻工業港が含まれるが、石巻漁港は含まれないと我々は理解している。 よって業界関係者からの混乱を避ける為にも、漁港名として宮城県は、女川港、気仙沼港、塩釜港、石巻港の４港を記載して頂きたい。	本告示案においては、石巻漁港は石巻港に含むものと整理しており、平成 24 年 10 月に従来の仙台塩釜港、石巻港、松島港が仙台塩釜港として統合されているため、仙台塩釜港を指定することにより、石巻漁港での陸揚げが可能となるものと整理をしていました。 他方で、 ・仙台塩釜港を指定することにより、関係者の混乱が想定されるとの御意見があったこと ・仙台塩釜港のうち、仙台港区及び松島港区については、直近３年間（令和４～６年度）の 30kg 以上のくろまぐろの陸揚実績がないこと から、特別管理特定水産資源の陸揚げが可能な港が関係者に対して明確となるよう、「仙台塩釜港」を「塩釜港」及び「石巻港」に修正して指定することといたします。
Ｃ所属の漁業者は流通効率化等を目的として産地魚市場を利用せず、陸揚後くろまぐろを東京・豊洲市場へ移送することが一般的となっています。水産庁が指定する陸揚港として、どのような要件を満たすものなのかを明確にしていただければ幸いです。漁場の移動により陸揚港の適地もかわりますので、随時追加、変更されるべきものと考えております。	各漁業種類の告示において指定予定の陸揚港については、特別管理特定水産資源の陸揚実績や近年の操業状況等を踏まえ、関係漁業者の御意見も踏まえて選定したものです。 いただいた御意見のとおり、今後の海洋環境の変化等により、漁場の変化に伴う陸揚港の変更の可能性はあると考えておりますので、随時、適切

	に対応してまいります。

※頂いた御意見のうち、個人等の特定につながり得る箇所は一部修正いたしました。
　その他、今回のパブリック・コメントとは関係のない御意見が２件寄せられました。

（別添）

１　御意見を踏まえた修正（修正箇所は、下線部です。

①大中型まき網漁業の漁獲物等（特別管理特定水産資源に限る。）の陸揚港を指定する件の修正

修正後

道府県名	港名
宮城県	石巻港、女川港、気仙沼港、塩釜港

修正前

道府県名	港名
宮城県	女川港、気仙沼港、仙台塩釜港

②かつお・まぐろ漁業の漁獲物等（特別管理特定水産資源に限る。）の陸揚港を指定する件の修正

修正後

都道県名	港名
宮城県	石巻港、女川港、気仙沼港、塩釜港

修正前

都道県名	港名
宮城県	女川港、気仙沼港、仙台塩釜港

２　軽微な修正

①大中型まき網漁業の漁獲物等（特別管理特定水産資源に限る。）の陸揚港を指定する件の修正

修正後

道府県名	港名
鳥取県 島根県	境港

修正前

道府県	港名
鳥取県	境港

②かつお・まぐろ漁業の漁獲物等（特別管理特定水産資源に限る。）の陸揚港を指定する件の修正

修正後

都道県名	港名
愛媛県	深浦港
高知県	甲浦港、高知港、佐賀港

修正前

都道県名	港名
高知県	甲浦港、高知港、佐賀港、深浦港